

## 認定こども園の認定の要件等の改正内容の概要

### 1 改正内容

本県における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件及び幼保連携型認定こども園の設備運営基準については、条例において本県独自の基準を定めるもののほか、それぞれ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）又は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（以下これらを「基準省令等」という。）に定めるものをもって本県における基準とすることとされていますが、この度改正のあった次の事項については、基準省令等よりも厳格な本県独自の基準は設けず、改正後の基準をそのとおり県の基準とすることとします。

#### (1) 学級編制基準の引き下げ

- ・ 認定こども園の満3歳以上の学級編制基準を、原則35人以下から原則30人以下に改める。
- ・ 学級編制基準については、令和13年度末までは従前の例によることができることとする。

#### (2) 主務保育教諭等の職の創設に伴う規定の整備

- ・ 基準省令等において、各学級ごとに担当する専任の職員、園児の教育及び保育に直接従事する職員等に主務保育教諭を追加する等の規定の整備を行う。

### 2 施行期日

令和8年4月1日

### 3 根拠条例

- ・ 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年秋田県条例第55号）第3条第1項及び第2項
- ・ 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条

※ 改正内容の具体的な規定内容については、別添官報の写し等を御覧ください。